

整備内容シート（淀川関連部分）に関する 意見とりまとめ案

第25回委員会（9/30）にて意見書は下記の4部構成とすることが決まっており、この意見とりまとめ案は、「 」について10/15開催の意見書作業部会で検討するために、部会からできるだけ意見集約したものを提出する目的で作成されました。

< 淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書の構成 >
河川整備の方針について
河川整備の内容について
計画策定における住民意見の反映について
部会意見（地域別部会、テーマ別部会）

木津川、川上ダムに関連する事業	1
桂川に関連する事業	16
宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業	21
淀川本川に関連する事業	26

< 木津川、川上ダムに関連する事業 >

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
環境-7	横断方向の河川形状の修復を実施(上津屋)	木津川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 事業効果の表現について、「・・・河川環境の復元が期待される。」と変更のこと。 2. 「2. 具体的整備手法」の流れの中に「モニタリング計画の検討」を挿入すること。 ・ 「横断方向の河川形状の修復を実施(上津屋地区)」[淀川本川]:実施で可。但し、従来の「都市公園計画」に準じたものにならないよう、河川の本来のあり方を十分に考慮に入れた計画を、イニシアティブをとって地方自治体と十分に協議し、遺漏のないようにしなければならない ・ 八幡市との関連事業とのことだが、全体(関連)構想がわからない。干陸化した河床を切り下げることには異議はない。増水のたびに流れが変わっている木津川全体(笠置～三川)の干陸化(川床低下)を考えてほしい。 <p>この施策については上記のようなコメントがあるが、基本的には推進の方向だろう。しかし、断面形状が単純化しないこと、「川に川を作らせる」という発想が不可欠であり、予測とモニタリングを実施しながら、長期的に事業を展開することが望ましい。</p>
環境-21	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	木津川上流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木津川上流の井堰、取水堰、ダムなどの縦断方向の連続性回復の検討にあたっては、学識経験者(流域委員会委員を含む)、地元有識者などの参加による環境委員会(仮称)を設置して進めてほしい。この検討会は井堰管理者や内水面漁業者等と河川管理者との間に立って調整する(・ 「縦断方向の河川形状の修復の(?)検討(魚類の遡上・降下)」[桧牧・安部田・大河原・上有市・平尾・中村]:検討で可。 ・ コメント(以下環境-25まで共通):小規模な改築により遡上環境の改良が可能かどうか、十分な検討が必要と思われる。たとえば、魚道施設を改良できても、農業用水の取水のしかたを改めないで魚道に適正な(多すぎず少なすぎない)流量を流すことが不可能な場合はないか。 ・ 比較的容易に縦断方向の連続性を確保できると素人目にも思われる箇所がありました。すみやかに修復が期待できる場所では実施を。 ・ 下流側からと言わず、出来るところから実施すべき。さもないと先に進まない。 <p>この施策については上記のようなコメントがあるが、基本的には推進の方向が認められている。しかし、事業に必要な予算と効果の評価、不要な堰の撤去や統合、また全断面魚道など効率のいい魚道技術の開発と適用も必要である。</p>

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
環境-26	魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討	既設ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・「縦断方向の河川形状の修復の(?)検討(魚類の遡上・降下)[既設ダム]」:検討で可。但し、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」等からも明らかであり、実施はともかく検討事項として、このようなものが「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に全く記載されていないのは、不自然である。 ・実施可。限定された魚類を調査対象とするのではなく、すべての遡上、降下生物を調査の対象とすべき。水量調節を考慮した管理方法を検討すべき。 ・(否)魚は他の全ての水中生物と共生しているから、水中生物、全ての道にしなくてはならない。仮に図の様な計画が実現してもダム湖にたどりついた川の魚達にとってダム湖の水環境は余りのも悪く、可哀想。 ・青野ダム事例が紹介されているが、このダム本体は別にして、下流などの中小堰の改修がされていないため、ほとんど効果がないという指摘がある。 ・コメント:検討要素にコストも含めたうえで、可否を含めた検討を十分に行うべき(魚道だけでなく他の方策についても)。検討の材料とするため、例としてあげている青野ダム魚道の事業効果の評価を国土交通省で厳密に行うことを考えてもよいのではないか。 ・「追加？」ダムの外来魚対策もセットで検討することが望ましい。 ・既設ダムへの魚道の設置はすべての面でリスクが大きく、非現実的と判断せざるを得ない。従って、代替案の検討こそが、より有効な改善策を生み出せるものと思われる。代替案については明確ではないが、ダム湖への高度な水質浄化システムの導入(今後の開発に期待)とダム湖への流入河川の連続性を回復させ、ダム湖から上流の河川環境の保全・再生を図るべき。 <p>以上のコメントのように、ハイダムへの魚道の設置については、委員の間でも意見が分かれている。それは、コストが高く効果十分でない可能性を感じているからであろう。ハイダムについては、国内での実績が少ないこともある。青野ダムのような既設での魚道の効果の検証、淀川におけるパイロットプロジェクトの立ち上げなどが、場当たりではなく真摯に検討されなければならない。</p>

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
環境-32	ダム・堰運用による水位変動、攪乱の増大の検討	既設ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム・堰運用による水位変動・攪乱の増大の検討[ダム所在地先]」:検討で可。但し、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」等からも明らかであり、実施はともかく検討事項として、このようなものが「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に全く記載されていないのは、不自然である。 ・(否)高山ダム湖内のアオコなど富栄養化で悪化した水を放流しても藻類リフレッシュやシルトの清掃はできないと思われる、まず湖内の水質浄化をしなければ解決にならない。現況の水質では攪乱を繰り返すほど、低水位になれば状況は悪くなる。 ・高山ダムなどの攪乱放流は、大事な試みであるが、日本のダムでは人工放流に使える容量が少ないので、単独では流量が不足する。中規模以上の洪水に上乗せ放流をする、技術の開発を考えて欲しい。淀川大堰の操作にも共通する課題かもしれない。 ・追加:重要度で優先順位をつけられたことは良いと思う。モニタリング項目には、魚類(例:漁業的にはアユの摂餌量、成長、移動等)も含めるべきであろう。 ・「賛成」ただし試行の効果のモニタリングが不可欠。 ・来年度から、他のダムとなっているのは、一斉になのか、順次なのか分かりません。決まっているなら、明記してほしい。 ・モニタリングへの住民参加の検討。 ・河川レンジャーのかかわりや連携でできることはあるか、検討。(モニタリング、住民参加などで。) <p>攪乱放流を試みることには賛成する意見が多かったが、その効果については疑問の声も少なくない。モニタリングは不可欠であり、放流時期、放流方法、放流量などについては、順応的に決めていく必要がある。米国などの攪乱放流はダムの容量が大きいうえに、洪水のほとんどない河川のケースである。日本のような貯水容量が少なく、降雨・洪水頻度の高い地域とは、レスポンスが異なることは理解しておく必要がある。</p>

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
環境-40	選択取水設備の継続活用及び各種の検討	既設ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討で可。但し、既設の選択取水設備を単に活用するだけでなく、その問題点を抉り出すような検討事項とすべきである。 ・ 実施可。深層水の放流に際しては水温のみではなく、DOの下流生態系に与える影響にも留意する。 ・ 文言追加。(可)ダム湖内の水質改善策は可ですが、「ダム湖に流入する河川の水質が影響大であり、上流域の水質環境の保全育成の検討」、ダム湖内での水質悪化を軽減。 ・ ダムにおける水質改善装置については、設置運転コストに見合うだけの効果があるかの検証が必要である。 ・ 追加:運用を下流にとって最適な形に弾力化することも検討してはどうか。たとえば、流入水温と同じ温度での放流を基本に現在操作が行われている場合に、冷水病の発症予防のためにより表層の水を放流する可能性も検討してはどうか。将来的には冷水病アユ放流の禁止等による川からの冷水病の根絶が望ましいが、短期的には、上記のような運用の弾力化による対応可能性の検討もありうると考える。 ・ 「疑義あり」:この設備だけでは解決できない。(一庫ダムの)水質改善には上流からの生活廃水流入対策を手遅れにならないうちに検討・実施の必要がある。こんごダム建設は困難になると予想され、一庫ダムは川西市民の水ガメとして大切にしていきたい。一庫ダムから余野川ダムへ利水の振り替えは安易な考えではないでしょうか？ ・ 維持管理には地球環境に配慮した手法を優先的に取り入れる。 ・ 例:電力を使わない、など。大型施設を作り維持管理に費用がかかるといった方策を避ける。 <p>現行の水質改善施設や放流施設については、コストのわりに信頼されていない。本来は流入負荷の軽減、ダム湖での汚濁軽減が考えられるべきである。しかも、できるだけ生態系機能や河川機能を活用した方策を考えるのが、21世紀的な施策である。</p>
環境-41	曝気設備の継続活用及び各種の検討	既設ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「曝気設備の継続活用及び各種の検討」:検討で可。但し、既設の曝気設備を単に活用するだけでなく、その問題点を抉り出すような検討事項とすべきである。 ・ 実施可。水質改善がみられた面積、範囲を明らかにすべき。水塊の流動範囲とDOの改善範囲が一致するかどうかを検討すべき。 ・ 文言追加。(可)ダム湖内の水質改善策は可ですが、「ダム湖に流入する河川の水質が影響大であり、上流域の水質環境の保全育成の検討」、ダム湖内での水質悪化を軽減。 ・ ダムにおける水質改善装置については、設置運転コストに見合うだけの効果があるかの検証が必要である。 ・ 「疑義あり」:この設備だけでは解決できない。(一庫ダムの)水質改善には上流からの生活廃水流入対策を手遅れにならないうちに検討・実施の必要がある。こんごダム建設は困難になると予想され、一庫ダムは川西市民の水ガメとして大切にしていきたい。一庫ダムから余野川ダムへ利水の振り替えは安易な考えではないでしょうか？ ・ 維持管理には地球環境に配慮した手法を優先的に取り入れる。 ・ 例:電力を使わない、など。大型施設を作り維持管理に費用がかかるといった方策を避ける。 ・ 深層曝気はかえって赤潮を促進させるとの疑問もあるため、技術的にもさらなる検討が必要。 <p>上記のように肯定的な意見がある反面、効果や設置、維持、管理コストに見合うだけの効果があるかどうかについての疑問も多い。設置コスト、水質改善効果などについて、科学的なモニタリングを行うとともに、その内容の情報公開が不可欠である。</p>

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
環境-42	底質調査の継続実施と改善対策等の検討	既設ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・「底質調査の継続実施と改善対策等の検討」: 検討で可。但し、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」等からも明らかであり、実施はともかく検討事項として、このようなものが「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に全く記載されていないのは、不自然である。 ・ 実施可。実施調査項目によって汚濁メカニズムが解明できるのかどうか検討すべき。 ・ 添付されている写真は底泥調査のものではない。バンドーン採水器を持っている。また、布目、室生、青連寺、高山など相互に関連するダムにあっては、底泥形成や藻類繁茂など有機的に連携しているため、相互の実態を把握し、制御管理につなげるべきである。 ・ 文言追加。(可)ダム湖内の水質改善策は可ですが、「ダム湖に流入する河川の水質が影響大であり、上流域の水質環境の保全育成の検討」、ダム湖内での水質悪化を軽減。 ・ 「賛成」とくに一庫ダムにおいては上流直近に広域ごみ処理施設の計画があり、状況によっては測定項目にダイオキシン等の追加の必要性も留意されたい。 ・ 底質調査は年1〜2回ということですが、大気中の調査も定点で月1回なされている。あまり変化がないから年1〜2回でよいのでしょうか。利水、飲料水としても使われ、生物にも影響があると思われる。今後調査ひん度を上げる方向で検討を望みます。長期的には住民の関心が高まることだと思います。底質などだけをみるだけではなく、ダム湖生態系を統合的に理解する科学的な研究とその情報の公開が必要である。従来の研究成果についても、調査資料の整理検討も行う組織が必要。
環境-45	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	既設ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「土砂移動の障害を軽減するための方策を検討」: 検討で可。但し、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」等からも明らかであり、実施はともかく検討事項として、このようなものが「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に全く記載されていないのは、不自然である。 ・ 実施可。下流に運んだ土砂の流し方を検討する。特に生物の生息環境を破壊しないダム下流の流量と土砂の流し方の検討が必要。 ・ 重要(これまで、なおざりになっていた)なので必ず実施を！！可 ・ 「疑義あり」: 直感的には森林の土砂流出防止と下流への土砂供給とは相反するように感じるのですが？基本的には推進すべき事業であるが、技術面の確立には、さらなる工夫と科学的なモニタリングが必要。
環境-46	土砂移動の連続性の確保(砂防施設)	瀬田川・木津川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透過型堰堤(スリット付き)による土砂移動の促進と生物の移動を考慮した砂防施設の普及が課題。 ・ 「土砂移動の連続性の確保(砂防施設)」: 検討で可。但し、直轄でない砂防ダムについても、検討事項として記載するのが自然である。 ・ 流砂の恒常的確保を前提出来る方法を検討すること先決。十分研究を。 ・ 透過型砂防堰堤をもっと積極的に導入する必要がある。ゲート付き砂防堰堤の利水効果とは、どのような意味か？取水用堰堤と砂防堰堤を峻別しないと、河川管理上問題を生じるとされる <p>砂防堰堤については、必要性の検討と防災と土砂移動が両立できる技術の確立とモニタリングが必要である。</p>

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
環境-50	生息・生育環境の保全及び再生の実施(木津川中流部)	木津川	<ul style="list-style-type: none"> ・「生息・成育環境の保全と再生の実施(木津川中流地区)」:実施で可。 ・実施可、必ず実施を願う。 <p>木津川の中下流部は、砂州河川として関西でも有数の、自然のダイナミクスの残っている部分である。また、河川生態学術調査も実施されている。これらの調査・モニタリング得られた成果は、淀川流域の保全計画にも活用されなければならない。民間、大学などの研究機関の活性を惹起するような調査計画の策定も必要である。</p>
環境-51	オオサンショウウオの生息環境を保全する	木津川上流	<ul style="list-style-type: none"> ・オオサンショウウオの棲息している河川は食餌から繁殖に至るすべての棲息環境をまるごと保全すべきである。このことからできるだけ河川改修などの人為は避けることが基本である。「天然記念物」を尊敬・尊重すべき。 ・「オオサンショウウオの生息保全」:検討で可。 ・保全の具体的方法を専門家の意見に従い、よく研究することが先決。 ・人工巣穴はつくらない方が良いという専門家の意見もある。繁殖生態が変化する恐れがある。清流と、自然の淵と、餌が豊富であれば生息できる(鴨川での経験から)。 ・オオサンショウウオの保護も大事であるが、頂端捕食者の過剰な繁殖は、生態系のバランスを壊す。生息適正数の検討も必要である。 ・コメント:有効な保全策が確立されていない現状をふまえると、タイトルは「生息環境の保全をめざした取り組みを行う」くらいが妥当。実際、具体的整備手法の内容も、「試験」と「モニタリング」である。くれぐれもこの施策によりオオサンショウウオの生息環境の保全が保証さ ・前深瀬川、川上川にかぎらず、生息環境をこれ以上悪化・縮小させないことが重要と思います。 ・人工巣穴での飼育が保全か疑問である。 <p>天然記念物なので保護の方向では一致しているが、猛きん類と同様、ダム建設の免罪符として保護・調査されるならば、ナンセンスである。また、生態系のバランスに配慮した保護施策が必要。人為を加えすぎた保護・増殖には疑問の声が多いことに留意</p>

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
環境-58	支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用水路と河川の連続性確保については、農水省、府県の農水部門との調整・連携・実践に特に力を入れて進めてほしい。 ・ 「自然や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携」：連携の実施と内容の検討で可。主体的・主導的・積極的に進められたい。 ・ 賛成。早急に取り組むべき課題であると思います。 ・ 「賛成」 メダカの住める川の復活のために用・排水路とのつながりを十分「留意」して検討いただきたい。 ・ 可です。ただ、もっと継続的に流域全体に広げていってほしい取り組みなので、できるところだけ実施するだけに終わらないでほしい。 ・ 住民参加のワークショップ形式での取り組みの検討。ハード整備(形状修復)だけで終わらない住民参加の場作り、継続したかかわりのできるソフトや仕組み、人材育成の検討を追加記述ください。環境委員会(仮称)の傍聴や傍聴者発言の機会を与えた、開かれた取り組みを心がけ、常に住民への情報提供・参加を促せるようにマド口を開けた取り組みを心がけてください。また、公開を原則とすることで、実効性ある委員会になるように心がけてください。河川レンジャーのかかわりや連携でできることはあるか、検討。(モニタリング、住民参加などで。) ・ ハード整備(形状修復)だけで終わらない住民参加の場作り、継続したかかわりのできるソフトや仕組み、人材育成の検討を追加記述ください。 ・ 環境委員会(仮称)の傍聴や傍聴者発言の機会を与えた、開かれた取り ・ 水路も含めた構造改善について評価できる。 <p>賛成の意見が基本で推進すべき事業であるが、本川と用排水路のスムーズな連関、営農形態との関連性、目標とする生態系のイメージなど、具体的なことについては合意点がない。パイロット事業を立ち上げてモニタリングをしつつ順応的に事業をすすめる必要がある。</p>
環境-67	振動や騒音を最小限に押さえる施工機械の使用	淀川・宇治川・桂川・木津川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「振動や騒音を最小限に押さえる施工機械の使用」：実施で可。但し、なぜ「淀川工事(河川?)事務所管理区間内<全川対象>」だけなのか、疑問は尽きない。 ・ 施工場所の条件によって、また機械運転方法によって異なるだろうから、機種やサイズ・運転法の望ましい方法をマニュアル化する検討を頂いてはどうか。 ・ 施工機械の低環境負荷型の導入は環境面からも積極的に早期に実施する必要があります。しかし施工業者の側が大手に限られるなど対応に時間のかかる中小業者については導入促進のアドバンテージを与える、支援するなど必要ではないでしょうか。 <p>当然ながら推進すべき施策である。いっぽう、資材運搬のトラックなどの環境負荷についても軽減すべきである。</p>

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
治水-12-1 ~12-9	堤防補強	木津川(下流)	<ul style="list-style-type: none"> ・(コスト・工法・工期など詳細不明で判断不能)必要性ありと思い、実施が好ましい。 ・可 将来のまちづくりも視野に入れる。
治水-16	上野遊水地事業	木津川上流	<ul style="list-style-type: none"> ・コメント:上野盆地の治水上は川上ダムより優先度が高く、より早期に完成させるべきではないか。早期完成を明記するべき。 ・可 川上ダムについては代替案を更に検討する。 <p>推進すべき事業で、環境への負荷も小さい。早期の完成や地域の拡大が望まれる。</p>
治水-21	小谷地区浸水対策	木津川下流	<ul style="list-style-type: none"> ・可 まちづくりを視野に入れて実施。 <p>狭窄部の最下端に位置し、人家へのリスクも高いので早期に実施すべきである。ただし、住宅開発も含めた街づくりとの連関性を確保されたい。自治体も含めた受益者負担は、どのようになっているのか。</p>
治水-27	砂防堰堤、山腹工	瀬田川、木津川	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防ダムの目的はあくまで山地の侵食防止が原則である。1959年の伊勢湾台風による大災害で大量の土砂が生産・流出した際に、これらの土砂の再移動をコントロールするために設置されたものが大部分をしめる。当時の地域の人々に対する安心感を持たせるための措置であったことは否めない。また、当時の社会情勢のもとで行われたものが、40年以上たった現時点において批判を浴びるのは致し方のないことである。自然環境を回復させる前に、流出土砂をコントロールするのが優先課題であったのである。 ・流水の縦断的な不連続性、景観上好ましくない、リクリエーションに対する不親切さなどの点で自然破壊であるという見方をされるのであるが、当時の河川管理者に対して以上の点を要求するのは酷なことであって、今後これらの諸問題に対して改善なり、修復を加えていきたいものである。 ・本淀川委員会としては現存の砂防ダムに対する改善と修復を提案すると共に、新たに設置する砂防ダムを含めた構造物の全てについて、自然環境や景観さらにはリクリエーションなどに配慮した構造物を計画するよう勧告すべきである。 ・砂防堰堤、山腹工 土砂災害は人命被害が大きいので、ある意味では浸水より重点的に考える必要がある。しかし、ここでもハザードマップの活用など、危険地域からの人や資産の移動を考える必要がある。とくに、老人施設などが安易に建設されることなどは、戒められなければならない。 ・修正、追加:他の治水事業にくらべ、不明確にしか記述されていない。実施と書くなら、どこになにを設置予定であるのか、またその必要性、代替案、工法、自然環境への影響等の検討結果を記すべきではないか。 <p>上記のように現存の砂防堰堤やそれに関連する事業については疑義が多い。新規技術の開発と採用、応用生態工学的な新規技術の開発と適用が必要である。いずれにしても、土砂災害は人命災害につながりやすいので、適切な施策が必要である。いっぽう、従来型の土木ローテクノロジーを採用し、土木業者振興にしかならないような砂防事業からは転換すべきである。</p>

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
利水-3	既設水源開発施設の再編と運用の見直し	既設ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設ダムの連携による効率的な補給の検討はぜひともやってほしい。 ・ 「取水実態を精査した効率的な補給を検討」:実施かつ検討で可。但し、直轄のダムだけではなく、地方自治体や企業などの持つすべてのダムについても、同様のことを主体的・主導的・積極的に検討することが、とくに重要である。 ・ 賛成。日吉ダムの例が示すように、取水状態の的確な把握による効果的な補給は、ダムの利水機能を高めるものであります。 ・ 「問題あり」 既設ダム間の連携は検討に値すると思うが、連携構想を工事中または新規ダムまで拡大することは今後流域委員会との間で慎重な協議が必要と理解している。当然なされるべきことであるし、情報の公開と開かれた討議がなされなければならない。かつての委員会に見られたような、一部の自治体や企業局の不明朗で、誠実性のない対応は正されなければならない。
利用-5	円滑な水面利用の確保	桂川・木津川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手漕ぎボート・カヌー等による円滑な水面利用は必要としても、本来の河川環境が損なわれるような施設の改変はなされるべきではない。 ・ 占用権の一定期間ごとの見直しを提言に沿った排他的独占の利用の制限に向けて行っていくことが重要。積極的に促進すべき河川の利用を援ける。(施設づくり、利用をたすけるヒントの広報、人づくり・・・)利用希望の利害調整だけでなく、目ざしている河川環境についての理解を深めあう場としてほしい→河川保全利用委員会(仮称) ・ カヌーやボートのためだけの河川環境に影響を及ぼしそうな改善には疑問がある。環境に配慮した構造改変が求められている。ボートやカヌー施設については、過剰でハードな施設整備(いわゆる箱物)は不要であるので、天然素材の活用や手作りの施設整備が、ソフト重視でなされるべきである。
維持-3	地域住民と連携した維持管理(事例)	木津川・桂川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域住民と連携した維持管理」と言えば聞こえが良いが、外来種の導入を促す活動にならぬように検討が必要である。 ・ 協働を河川管理者側から、積極的に呼びかければ、もっと事例を増やしていけると思います。 ・ 猪名川バージョンのこの維持管理シートがない。作成を希望する。 ・ 住民と連携した維持管理活動においてコーディネーター、ゴミ減らしの市民への啓発など、河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。 ・ 維持管理を通年で住民と話しあいながら連携して行っていく取り組みが必要。河川レンジャーもここで話し合いのコーディネートができるのでは。事業費はゼロということでしょうか。予算がつかないと効果が期待できないのではと思います。 <p>基本的には推進する方向であるが、従来ややもすると散見した「桜堤」、「コスモス街道」など、本来の河川にそぐわない河川整備や外来種の導入は回避すべきである。</p>

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
維持-15	安全利用のための対策	淀川・宇治川・桂川・木津川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猪名川では地域要望がなく対象になっていないのか。 ・ 流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要) ・ 一級河川敷の年間を通しての次世代の子供達のための理想的都市河川公園を目標として、公衆便所、各関連省庁の了解のもとにスポーツ施設を含めた多目的利用を一定の制限のもとに互いに理解し、護りあって利用出来るように、ここでも流域センター(救護施設)、河川レンジャー(としての人間関係)が必要となる。 ・ 生態系の回復を図っているところに、安易に通路をつけることは避けてください。あまり通りやすくすると、バイクで入るなど、予想外の利用をされる場合もあります。 ・ 身障者団体などの意見を聞いて、意見を反映させる。 ・ その際に河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。 ・ ぜひ促進してください。 <p>「バリアフリー」、「散策小径」ともに、反対する理由はないように見えるが、場所によるのではないか。生態系保全のためのコアエリアや利用を制限するエリアについては、設置の必要はないだろう。いっぽう、堤防上を大型の車両が「抜け道」として通行することは制限が必要ではないか。</p>
ダム-1	生息・生育実態を定期的に調査	既設ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全項目とはいかないが、何年かに一度は関連する数項目を同時に調査することも必要では。 ・ 過去10年間の河川水辺の国勢調査(ダム湖)結果の評価がどのような良好なダム管理に反映されたかを一般にわかりやすく公表する努力をする。 ・ 調査項目、方法の再検討を行う。 ・ ダム建設前のデータとの比較を行う必要がある。 ・ 重要。改訂河川法の目的達成の確認に・・・、大賛成。 ・ 追加:これまでの調査内容(手法努力量等含む)の再検討(みなおし)を行ったうえで、調査を継続することを明記。 ・ 「実施可」ただし蓄積された情報の活用法、住民へのデータ、活用事例の公開に留意されたい。 ・ 住民参加による調査項目の設定の検討と住民参加による調査を検討する。 ・ 調査や住民とのコーディネート、調査のまとめと情報発信など河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。 ・ 可 さらに推進 ・ 「賛成」調査結果を積極的に公表すべき <p>基本的には推進すべきだが、ダム湖の生態系(水質も含む)調査が、科学的なベース、健全な生態系理解につながる形でなされてきたかは、疑問がある。流出河川、水源地域も含めて、ダム湖生態系の生態学あるいは「ダム湖生態学」を確立すべき時期にあるのではないか。</p>

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
ダム-2	ダム水源地域の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備	既設ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下流受益地との交流活動が進むインセンティブが働く施策とは何か。経済的インセンティブも考えては。 ・ 公園整備等周辺環境整備においても、自然修復「自然が自然をつくる」立場で実施して欲しい。 ・ 「湖面活用」は余り考えるべきでない。問題発生の場合困る。 ・ 部分的(否)すばらしい自然を壊してダムをつくっているのであり、まるでダムができて素晴らしい自然がある様な記述は美化しすぎています。環境という主軸を考えてもダムは環境破壊の最たるものであることは周知のことです。「広い森林を保全し・・・守っている」は、まさし ・ 賛成。ただ、地域の活性化が、自然環境破壊をもたらさないようくれぐれも留意すること、及び、地元自治体や住民との緊密な連携を望みます。 ・ 利水目的のダムについては「実施不可」 理由:観光地化は水質の保持と相反する行為として賛成しかねる。ダム水源地域の活性化は必要であるが、21世紀型の発想が必要ではないか。とくにダムの集中している木津川上流域では、市町村間の連携を深めて、地域全体での活用を考えてほしい。箱物とイベントに傾斜した過去のダム水源地域の活性化事業は、再考の時期にきている。
ダム-5	流木の有効活用を検討・実施	高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流木が下流への危険物となることを考えると、流木かん止もダムの効果か。その処理に関して流木の所有者との費用分担はあるのか。 ・ 「検討でなく、早期に確実に実施すべきである」 ・ (可)文言追加。「洪水時の流木の危険を防止するため、上流山林地からの防止策も検討する」 ・ 「賛成」ただし作業により水質を汚染しないよう十分留意していただきたい。 ・ 可 促進の要あり <p>バイオマスとしても貴重な資源であり、利用促進も含めて処理システムの構築が不可欠である。</p>

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
ダム-6-1	既設ダムの再編・運用変更により 治水効果を検討	既設ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設ダム群間での可能性検討は、名張川における事例せひども検討を。 ・ 詳細不明で判断できず。 ・ 一部(否)再編図によると治水容量まで利水容量を100%とした場合、下流で合流する他の一方のダム河川までの河川水位についての策を記述しなければならない。 ・ 賛成。ただし、この調査検討が、安易にダム新設の理由として利用されないように(例えば、大戸川ダム建設が、日吉ダムの利水機能の振替えを理由のひとつとして提起されているように)。 ・ 「異議あり」理由:一方でダムの現状は実力低下という説明があり、その一方本項で「最大限利用」といわれるが、論理的に矛盾していると思う。直感的かもしれないが、このような発想は安直な印象を受けます。 ・ 計画中のダムへの有効条件になっていないか疑問である。 ・ 名張川・宇陀川合流点と大屋戸橋との間の区間は名張市市街地に接しているが、大変自然(河川)環境・生態系豊かな貴重な場所であるため、治水対策を実施する場合にも充分環境に配慮することが重要である。また、右岸河川敷に遊歩道を設置したいとの地元要望があるが、自然環境保全のために絶対実施すべきではない。竹林は昔の水害防備林で現在もその役割を果たすと考えられ、万一の場合にも地域に壊滅的被害は起こらないと思われるので、当面は要所のみ対策でよい。
ダム-6-2	既設ダムの再編・運用変更により 治水効果を検討	高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、一庫ダム、日吉ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細不明で判断できず。 ・ (否)計画策定時のダム目的から変更されてきた理由と経緯の記述が必要。又、計画変更後の振替計画を実現するために新しいダムをつくる発想は安易であります。 ・ 琵琶湖流域の渇水時期に大戸川だけに水がある保証の記述が必要。 ・ 「疑問あり」一庫ダムに関して最近運用変更を行ったばかりであり再検討の余裕はほとんどないのではないか? ・ 計画中のダムへの有効条件になっていないか疑問である。 <p>治水・利水ともに連携して、限りある淀川水系の淡水資源や治水容量を使うことには、異論はない。しかし、それが新規ダム建設の理由とされることは、提言の趣旨にも反すると思われる。また、連携運用の詳細についての説明がないので、今後説明責任が果たされる必要がある</p>

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
ダム-7	大戸川ダム建設事業	大戸川ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日吉ダムが度々渇水に見舞われているので、日吉ダムと大戸川ダムの水のたまり方の評価が必要では。保津川遊船の稼動に影響はないか。 ・ ダム建設は自然環境および地域社会へ及ぼす不可逆的影響が大きいため建設しないことが至当。計画・事業中のダムを前提とした既設ダムの治水・利水容量の振り替えなどの目的変更は「調査・検討」の結果をまって慎重に検討すべきである。 ・ 資料の提示方法: 第2稿の説明シートから水害被害額の表を削除すべきではない。想定被害額と事業費の比較ができるようにするため。 ・ 検討すべし。実施にはまだ遠い。(代替案まだだ) ・ 大戸川の集水域は典型的な花崗岩の深層風化地域であるのと、被覆している植生のほとんどがアカマツ林の疎林や未熟林であるため、土壌の発達も極めて貧弱で水源涵養機能がほとんど認められず、特に治水対策が必要とされるものとする。したがって、集中豪雨時の出水時までの時間、時間当たりの出水量、土砂の流出量等について、他のダムと比較検討したうえで「実施可」の根拠を明らかにすべきである。 ・ (否) 計画策定時のダム目的から変更されてきた理由と経緯の記述が必要。又、計画変更後の振替計画を実現するために新しいダムをつくる発想は安易であります。 ・ 琵琶湖流域の渇水時期に大戸川だけに水がある保証の記述が必要。 ・ 最善、最適な対策としては疑問な点や問題点が多く、十分な調査と検討が不可欠。「社会的合意」と実施は遠いものと思われる。 ・ 「・・・急速な水位低下の抑制策として有効」などとした説明をしているが、大戸川ダムの用途別水量や貯水量の割り振りなどが不明確な時点で有効とはいえない。(理由) 急速な水位低下の抑制策の調査検討がおこなわれているが、先に書いたように使える水量が不明確であり、かつ、過去の洪水を列挙し治水の必要性を上げているが、洪水とダムとの関係がまったくないものまで入っており、これではダムをつくる説明にならない。また、日吉ダムと大戸川ダムの容量振り替えを計画しているが、利水精査もまだなのに判断できないのではないのか。さらに、治水と利水の効果を同時にあげているが時期的にかみ合わないか、もっと詳細な説明がなければ検討さえできない。 ・ ①この振り替え計画は大戸川ダム建設を当然の前提としており、計画自体が大戸川ダム建設の有効条件に加えられている感が強い。②日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えるとしても、渇水状態の続く日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることが現実に可能かどうか疑問である。③日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることで、三川この事業計画については、上記のように多くの疑問や異議がある。計画の慎重な検討とともに、種々の代替案を積極的に検討することが必要である。

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
ダム-14	川上ダム建設事業	川上ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ オオタカやオオサンショウウオだけが予定地周辺の生物ではない。水没してしまう生物環境の実態を調べておく必要がある。真の環境保全策はそこから生まれるはずである。 ・ ダム建設は自然環境および地域社会へ及ぼす不可逆的な影響が大きいため建設しないことが至当。オオサンショウウオの棲息している河川は食餌から繁殖に至るすべての棲息環境をまるごと保全すべきである。このことからできるだけ河川改修などの人為、ダム建設などによる壊滅的 ・ 代替案の検討が先でしょう。 ・ 最適、最善な対策として疑問点が多く、十分な調査と検討が必要 ・ 大改訂:淀川部会からの意見(9月5日委員会提出)にそった見直しを行うことを明記する。 <p>この事業計画についても、上記のような疑問や異議がある。計画の慎重な検討とともに、種々の代替案を積極的に検討することが必要である。</p>
ダム-15	貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える生物環境等の調査・検討	川上ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「川上ダム周辺で生息・生育を確認した動植物の種類(2/4)」は何を示そうとしているのか分からない。これだけの生きものが水没してしまうのか、建設に先立って調べておく環境調査の内容がこの程度なのか?環境調査・生物調査の概念が不十分に思われる。(3/4)の保全対策の殆どはモニタリング調査結果を待たねば、保全策たりうるかどうか不明である。 ・ 調査検討を行う期間はこれぐらいでやれるか。 ・ 調査・検討進めるべし。 ・ 賛成。<理由>最適、最善な対策として疑問点が多く、十分な調査と検討が必要 <p>オオタカとオオサンショウウオだけが生態系でないのは明らかである。調査検討の具体的なないようが示されなければ判断できない。</p>
ダム-16	貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う水質への影響の調査・検討	川上ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流入源対策は。 ・ 実施可。 ・ 調査・検討進めるべし。 ・ コメント:シミュレーション結果のうちSSについてのものが第二稿と異なっている(ダムなしのときの値が約半分になっているように見える)。こちらが正しいと思ってよいのですか? <p>様々な検討は必要ですが、まずはダムの代替案の検討が先にあるのが、提言の趣旨である。</p>

No.	事業名	河川名	とりまとめ(案)
ダム-24	土砂移動の連続性の確保する方策検討	各ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査検討内容が多く、このスケジュールで影響調査まで含めてできるのか。 ・ 重要。直ぐにでも研究・調査を。 ・ 琵琶湖に供給される土砂量の減少はダムが原因としているが、本来、土砂の供給の多くは河岸段丘の形成にみられるように護岸や河床を侵食することによって確保されていた。しかし、治水のための人工護岸、川幅の拡幅や天井川などの河川形状の変遷によって、護岸や河床からの供給が途絶えたことも土砂量の減少の大きな原因となっている。例えば、これまでに堆積した愛知川ダムの約60万m³の土砂を約30km下流の琵琶湖まで敷きつめたら数cmにしかならず、ダムが琵琶湖への土砂の供給を阻害している主たる原因とはいえない。 ・ 水質とともに水の「状態(密度・圧力、温度、速度、成分と各分布は一体)」の認識必要。混層流としても。 ・ 調査検討内容が多く、このスケジュールで影響調査まで含めてできるのか。 <p>究極の土砂移動の保証は、ダムの撤去です。いわゆる堰も含めて撤去できる可能性のあるダムはないか検討をされたい。ダムの影響についての信頼性の高い評価値も必要である。</p>

<桂川に関連する事業>

No.	事業名	河川名	とりまとめ(案)
計画-1	河川レンジャー	淀川水系	5.1.2 河川レンジャー <ul style="list-style-type: none"> ・検討試行で可 ・直轄区間を含め区分をしない(また環境-1と整合しないものがある) ・実体がありそうなモデルケースから試行 ・河川管理者との交流を図る必要性 ・「人」またその「ネット」があるところでは別の試行もあっていい
環境-1	河川環境のモニタリングの実施と評価	共通	5.2 環境のモニタリング <ul style="list-style-type: none"> ・専門家、住民、住民団体と協力したもの ・計画段階から打合せ必要 ・場所の実状と流域特性を把握 ・考察、評価を厳しくし、その実績を基に広域的・全面的に計画と実体を表示 ・河川管理者とモニタのしくみと役割りを明らかにする
環境-2	横断方向の河川形状の修復を実施(庭窪地区)	淀川	5.2.1 横方向の河川形状 <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまの水辺の保全に拡げる ・生態関係者(「淀川環境委員会」など)、工学関係者、関係住民などの意見のもとにおこなうこと ・水辺保全の結果、自然や文化環境など河川の役割の変化についてモニタリング調査施行を明示すること ・検証の事後調査が長期であることも明示必要 ・方針、計画、検討、結果、評価、時間などそのプロセス、内容のシステムティックなものを表示 ・個々の保全、修復による川全体流域として把握し、次の検討でさらに修復
環境-12	横断方向の河川形状の修復の検討(前島)	淀川	5.2.1 自然的公園づくりの園路の影響に留意
環境-17	縦断方向の河川形状修復の実施(魚類の遡上・降下)	桂川支川小泉川	5.2.1 縦断方向の河川形状 <魚道> <ul style="list-style-type: none"> ・魚道の天端を曲面にして、いかなる状況でも遡上・降下が可能とする ・実施が下流からの流れとしても、地域によって子ども・住民の川への関心がおこりやすい場で実施もよい(例、桂川支川「小泉川」) ・魚道不備の井堰についても、調査・検討が必要 ●検討の際可能な関係住民・団体、自治体、関係機関と調整して良好な関係を築くことが望ましい ・「久我井堰」は明らかに不備がある。水位の低い折は水が1ヶ所にあつまり、鳥などに補食される。深い場所や側流式魚道など必要 ・生態形、工学の専門家や川に直接的に携わっている人の意見を聴く、コストも参考にする

No.	事業名	河川名	とりまとめ(案)
環境-26	魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討	既設ダム	5.2.1 <既設ダム・魚道><堰・ダム操作><水位変動> <ul style="list-style-type: none"> *・管轄外の水系河川を含めて不連続をつくっているダム、堰等の検討が必要 またその明示が必要 *・魚を含む魚と共生しているすべての状態の連続性も検討 外来魚の対策もセットで *・水位操作に季節変化も含むべき *・淀川本川、大阪湾との連続性が必要 ・水位変動の操作による攪乱放流ではダムの機能などから流量不足ではないか、調査必要
環境-40	選択取水設備の継続活用及び各種の検討	既設ダム	5.2.4 選択取水設備の継続活用 <ul style="list-style-type: none"> ・選択取水設備の活用の際に、既設の設備の問題点をも調査、検討を要する ・ダム湖の水質改善のために流入河川の水質の影響を調査 ・河川へのアユ放流での冷水病など、河川との整合性の検討 ・ダム湖の曝気設備の活用によるDOの水質改善とともに実体として湖の立体形状での水質および水の動き、温度など水の状態をも調査、検討そして表示 ・底泥形成や藻類繁茂など有機的な相互の実体把握からの改善も必要 ・ダム湖を含む「河川の水質保全対策」の検討を ・水質保全対策は水質による安全の向上と下水処理での高度な安全と両面からの検討対策が必要(流域再生の本意から必要) ・水質保全対策は面源として流域水系上流部からのダム湖を含む改善が原則である(特に都市、市街化河川の家庭排水および農業用水と特殊企業・営業排水などの調査と検討が必要 また不法投棄やゴミ捨てなど)
環境-45	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	既設ダム	5.2.5 (工砂移動の障害)～ <ul style="list-style-type: none"> ・淀川水系として2級以下の全河川を含むダム、堰などについても整備 ・土砂移動の適切な連続性の実現 ・計画推進とともに生息・生育環境の保全と再生には適当な極所調査から流域水系での変化をとまなう全体としての状況を把握することが基本的に必要 統一的モデル化は可能か ・川周辺部は農耕地の田畑も多く干潟的機能を有す河川との連携を進める方策を ・流域水系として鴨川も外来魚が増加、放流禁止の法制化も必要
環境-61	周辺景観との調和に関する検討、河川景観の観点から助言	淀川・琵琶湖	5.2.7 (周辺景観との調和) <ul style="list-style-type: none"> ・流域水系として全域で「周辺景観との調和に関する助言や場合によって指導」検討は賛成 ・引き堤のため堤内ゾーン化の検討を
環境-67	振動や騒音を最小限に押さえる施工機械の使用	淀川・宇治川・桂川・木津川	5.2.8 施行機械の使用 <ul style="list-style-type: none"> ・機械購入や使用また施行業者は地域中小業者をも活用

No.	事業名	河川名	とりまとめ(案)
治水-3	みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)	淀川水系	<p>5.3.1 みんなで守る水防活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民と行政との関係の強化のため格別な方策を(堤防補強) ・流域水系の浸透ヶ所の正確な調査(深さの状況・状態)研究とともに検討そして積極的に試行する 検証、実証をととみに実施、推進する コストの検討もおこなう ・水陸移行帯として環境面の配慮 植生、生態系の回復をはかる専門家の意見を聞く ・高規格堤防、堤防補強も実施のため堤内ゾーン化必要 まちとの連続性、一体としてつくり、住民・子どもの利用と安心による親しみを増す ・地域・流域住民と関係住民・団体の合意認識の形成をはかる 自治体関係機関との調整と連携をはかる ・可能なら住民の主体的連絡協議会(仮)を設置する ・河川環境保全をも目的とした施行内容を現場業者に徹底する ・堤防強化の具体の時期と場所のプロセスと期間を短期実施のものとして長期予定のものを示すことの必要
治水-20	大下津地区堤防拡幅	桂川	<p>5.3.1 大下津堤防拡幅</p> <p>検討→実施、引き堤であり住民の同意・合意を済ませているところでもあり、早急な実施を 工事中の環境と完成後の堤内外の連続性を生かした環境保全の達成を望む また情報の共有を充分はかること</p>
利水-1	利水者の水需要の精査確認	-	<p>5.4 利水者の水需要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水需要での水利権審査を実体とともに自治体、関係機関、住民、住民団体との各々の調整をはかりながら精査確認をすること ・利水者の水需要の精査確認の近畿整備局ではその下限の限度を「短期間では水不足や渇水は許容しうるもの」としての独自の調査のための検討を行うこと また節水の審査も必要である 以上のようなやや厳しい客観性がともなうため、水の大切さの活動実績がある住民団体との協働の検討も必要では ・水利観審査時期を早めて、ダムの可否の判断とする ＊・既設ダムの連携による効率的な補給の検討 ＊・直轄外の自治体や企業のダムの「取水実態を精査した効率的な補給の検討」 ＊・自治体の所有する公共施設、土地で遊水、利水、防災での水貯留可能なものを併用、転用も含めて精査する また同様の内容で他省、関係機関、民間とも連携を可能としておこなう
利用-1	水上オートバイの利用規制	淀川本川	<p>5.5.1 水上オートバイの利用規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由には許容があっても、地処や地者にダメージを及ぼさないことが大原則であり、まして公共的な共有の場やものに対しては実体のある規制は当然のこと(現状は異状といえる)そして上記内容外のものには自主、自立、共働の促進のためにも規制や管理を薄くする

No.	事業名	河川名	とりまとめ(案)
利用-4	瀬田川水辺利用者協議会(仮称)の設置	淀川本川(瀬田川)	5.5.1 円滑な水面利用 ・排他的独占利用の制限が必要である ダメージが比較的弱く、一部社会的な意味を有し、また歴史的な理由が客観的にもある既存のものについては短・長期の時限を設けて段階的に解決、解消が望ましい 但し河川の環境保全の認識を備え理解を深めることは当然である。 ・河川保全利用委員会(仮)のメンバーとして住民主体の流域保全・再生活動住民・団体、河川関係住民・団体も参加が必要
利用-5	円滑な水面利用の確保	桂川・木津川	5.5.2 河川保全利用委員会(仮) ・排他的独占利用の制限が必要である ダメージが比較的弱く、一部社会的な意味を有し、また歴史的な理由が客観的にもある既存のものについては短・長期の時限を設けて段階的に解決、解消が望ましい 但し河川の環境保全の認識を備え理解を深めることは当然である。 ・河川保全利用委員会(仮)のメンバーとして住民主体の流域保全・再生活動住民・団体、河川関係住民・団体も参加が必要
利用-11	淀川舟運低水路整備検討	淀川	5.5.3 ・舟運では小船舶の有効利用も
利用-15	漁業	淀川水系各河川	5.5.4 漁業 ・漁業(者)は本来伝統的知恵にもとづいて、河川水系の状況を日常的に知って来ている。今後の流域再生、川の環境保全において漁業者の暮らしや、生態系の多様性の保全・回復、「栽培漁業」の問題点など適切な漁業について、その振興対策とともに広く流域と捉えて検討することが重要である
維持-4	河川管理施設の老朽化対策の実施	淀川水系直轄河川	5.6 河川管理施設の ・ダムも組み込む必要性あり
維持-9	河川管理施設の操作・確実性の向上	淀川水系直轄河川	5.6 河川管理施設の操作 ・集中管理とともに人手による確認の二段構えで対策をたてる必要性あり
維持-14	安全利用のための対応	淀川水系直轄河川	5.6 安全利用 流域住民、地域住民、関係住民、NPO、自治体関係機関、教育関係者、専門家による連絡協議会と子どもの意見を反映させる子どもの参画による協議会の連携が背景として必要である
維持-19	河川環境の保全のための指導	淀川水系	5.6 河川環境保全のための 流域住民、地域住民、関係住民、NPO、自治体関係機関、教育関係者、専門家による連絡協議会と子どもの意見を反映させる子どもの参画による協議会の連携が背景として必要である
維持-20	テロに対する危機管理の対策	淀川水系直轄河川	5.6 テロに対する 流域住民、地域住民、関係住民、NPO、自治体関係機関、教育関係者、専門家による連絡協議会と子どもの意見を反映させる子どもの参画による協議会の連携が背景として必要である

No.	事業名	河川名	とりまとめ(案)
ダム-1	生息・生育実態を定期的に調査	既設ダム	5.7.1 生息・生育実態 ・何項目かを年オーダーで同時に調査する必要性 ・ダム建設前のデータが必要
ダム-2	ダム水源地域の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備	既設ダム	5.7.1 ダム湖面活用 ・「湖面活用」は消極的に、問題発生の問題あり ・ダムなしでもできることであり、ダムの結果として付随的なもの ・賛成であるが、地域の活性化が自然環境破壊に結びつくことになってはならない、地域の再生と流域の再生が一体となる方策が必要である
ダム-6-1	既設ダムの再編・運用変更により治水効果を検討	既設ダム	5.7.1(12) 既ダムの再編・運用 ・賛成だが、この調査検討が安易にダム新設の理由として利用されないこと(例えば大戸川ダム建設が日吉ダムの利水機能の振替を理由のひとつとして提起されているように) ・治水、利水は目的が相反するものであり、各ダムの連動による操作については過去に大きな洪水に際しては大小の操作ミスが聞かれる その他問題も多く、慎重で実体のある調査検討が必要である 住民参画も有効であろう
ダム-7	大戸川ダム建設事業	大戸川ダム	5.7.2 大戸川ダム ・日吉ダムと大戸川流域の降雨状態(特に渇水対策として)は大差があるか また琵琶湖とその周辺流域とはどうか ・計画のダムは基からの変更を含むことが「見直し」とすれば「白紙」からその内容と受けとれる 従って現段階では検討中が実体である ・「・・・急速な水位低下の抑制策として有効」との説明だが用途別水量や貯水量の割り振りが不明である また琵琶湖の水位低下の方策も調査検討中であり、水需要の実体精査の結果もこれからである 従って利水のダムでの水量振り替えは「未定」が現状の実体であろう
ダム-8	琵琶湖水位低下抑制対策	大戸川ダム	5.7.2 水位低下 ・ダムとの連動が強いことから、ダム建設の可否が基になる 実施や代替案なしに対してはダム固有の長所以上に短所を強く認識しての、どこまでも応える姿勢が「代替案でなんとかしたい」と表裏一体となる内容となる必要がある 現在では「社会的合意」は困難であろう ・琵琶湖流域の渇水時期に大戸川だけに水がある保証の記述が必要
ダム-9	日吉ダム治水強化	大戸川ダム	5.7.2 日吉ダム治水強化 ・治水容量増大が亀岡地区の浸水被害にどの程度のものかの実体とともに環境・利水・治水対策の検討が必要
関連施策1	国営公園整備	淀川	5.8.1 国営公園整備 ・自然公園的見直しが必要

< 宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業 >

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
環境-24	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	瀬田川	瀬田川 流入支川合流部の縦断方向の河川形状の修復検討について。実施可。小規模な改築により遡上環境の改良が可能かどうか、十分な検討が必要と思われる。例えば、魚道施設を改良できても、農業用水の取水のしかたを改めないと魚道に適正な(多すぎず少なすぎない)流量を流すことが可能な場合はないか。個々の事例ごとに検討が必要であろう。
環境-26	魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討	既設ダム	瀬田洗堰、天ヶ瀬ダムについて。検討要素にコストも含めたうえで、可否を含めた検討を十分に行うべきである。
環境-30	水位操作の検討(瀬田川洗堰)	瀬田川	水位操作の検討(瀬田川洗堰)について。水位操作の検討(瀬田川洗堰)：試験操作の実施と水位操作の検討で可。とくに、「操作規則の変更を伴うもの」について整備計画に現段階で検討になっているのは、「提言」から見て当然とは言え、高く評価できる。但し続いては、「提言」等にもあるように、琵琶湖が自然湖沼でありかつ特異な性格を持っていることに鑑み、水位の自然的季節変動を基本に全体的な水位操作の見直しについて、法律改正をも含めて検討しなければならない。整備計画の検討事項として、このようなものが記載されていないのは極めて不自然である。また、絶滅危惧種のニゴロブナとホンモロコの漁業や釣りなど捕獲による減少の評価を実施したうえで、漁業組合等の協力のもと、少なくともこの2種の捕獲を2、3年間全面禁止して個体数の変動をモニタリングし、水位操作のモニタリング調査結果とを比較検討すべきである。つまり、この2種の減少については、卵を腹に持ったメス個体を集散的に捕獲することによる影響の方が産卵期の20日間における25cmの水位低下による影響よりも大きいことが考えられる。
環境-32	ダム・堰運用による水位変動、攪乱の増大の検討	既設ダム	瀬田洗堰、天ヶ瀬ダムについて。検討、試行可。試行の効果のモニタリングが不可欠である。重要度で優先順位をつけられたことは良いと思う。モニタリング項目には、魚類(例：漁業的にはアユの摂餌量、成長、移動等)も含めるべきであろう。
環境-37	急速な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施	淀川(瀬田川)	「急速な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施[瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダム]」：実施で可。但し、現行操作規則を変更を伴うものについても、検討を進めることが重要である。とくに瀬田川洗堰については、「環境-27」と併せて検討を進める必要がある。放流による魚類残数の調査を生物群集調査とする。調査地点を複数箇所設ける。
環境-42	底質調査の継続実施と改善対策等の検討	既設ダム	底質調査の継続実施と改善対策等の検討、天ヶ瀬ダムについて。調査検討、調査実施可。他班とりまとめに準じる。
環境-45	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	既設ダム	天ヶ瀬ダムにおいては、平成15年～17年検討とされている事業について。検討、実施可。下流に運んだ土砂の流し方、特に生物の生息環境を破壊しないダム下流の流量と土砂の流し方の検討が必要である。
環境-46	土砂移動の連続性の確保(砂防施設)	瀬田川・木津川	瀬田川について。山腹工を含む砂防施設の整備及び維持管理を平成15年～19年検討、平成16年～20年試行可。土砂移動の促進と生物の移動を考慮した透過型砂防堰堤をもっと積極的に導入する必要がある。ゲート付き砂防堰堤の利水効果とは、どのような意味か？取水用堰堤と砂防堰堤を峻別しないと、河川管理上問題を生じるとされる。また、流砂の恒常的確保を前提出来る方法を検討する。
環境-53	生息・生育環境の保全と再生の検討(向島地区)	宇治川	向島地区について。実施可。模型飛行場、グランドの早期撤退が必要である。現在、オギ草地が増加中である。
環境-58	支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携	-	事業実施可。水路も含めた構造改善について評価できる。

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
環境-62	ダム湖法面の裸地対策を検討	天ヶ瀬ダム・高山ダム・一庫ダム	天ヶ瀬ダムについて。事業実施可否について意見の分かれるところである。水位変動の大きいダムの法面裸地の緑化については、土砂崩壊防止はともかく、美観面からは不要と考える。 ダム湖岸緑化は景観的には好ましいようだが、コストとの見合いの検討が必要。具体的な緑化植物が記載されていないが、外来種などが利用されているならば論外の技術である。 ある程度予測可能な水位変動と、予測不能ないし困難な水位変動があり、前者はともかく後者については具体的な方法をこれから考える段階であると思われるため、若干のダムにおいて試験的に行うことは望ましいと考える。但し、挙げられている3ダムがそれに相応しいかどうかについては、私には判断根拠がないので、十分に検討されたい。 広大無辺なる法面对策、可能なのでしょうか。景観問題でもありますが、仮に緑化を推進しても崩壊した時の影響が大きいと思われる。技術に期待したい。 湛水による法面の植物の枯死による富栄養化実験を詳細に検討する。 等の意見があるので参考にされたい。
環境-67	振動や騒音を最小限に押さえる施工機械の使用	淀川・宇治川・桂川・木津川	他班とりまとめに準じる。
治水-10-28～10-34	堤防補強	宇治川	久御山町西一口堤防補強について。事業実施可。堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もお願いしたい。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかることが必要である。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要である。また、将来のまちづくりも視野に入れる。
治水-15	堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)	宇治川、瀬田川	琵琶湖後期放流影響区間堤防補強、宇治川約27km、瀬田川約3kmについて。事業実施可。
治水-17	琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減	瀬田川、宇治川	琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減事業について。事業の数量・諸元等、スケジュールには、個々に実施あるいは検討と記載されているが、代替案を含め、詳細に検討・実施されることを希望する。琵琶湖ピーク水位で5cm下がる意味の評価は、3～4日浸水日数減ることの評価は。
治水-18	琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減	瀬田川、宇治川	琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減事業について。瀬田川洗堰のバイパス水路活用の検討・実施事業の実施可。
治水-19	隠元橋架替及び隠元橋付近の用地交渉の継続実施	宇治川	隠元橋架替及び隠元橋付近の用地交渉の継続実施事業について。実施可。

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
治水-27	砂防堰堤、山腹工	瀬田川、木津川	<p>砂防堰堤、山腹工事について。専門分野委員より、以下の意見がある。</p> <p>砂防ダム等の目的はあくまで山地の侵食防止が原則である。1959年の伊勢湾台風による大災害で大量の土砂が生産・流出した際に、これらの土砂の再移動をコントロールするために設置されたものが大部分をしめる。当時の地域の人々に対する安心感を持たせるための措置であったことは否めない。また、当時の社会情勢のもとで行われたものが、40年以上たった現時点において批判を浴びるのは致し方のないことである。自然環境を回復させる前に、流出土砂をコントロールするのが優先課題であったのである。</p> <p>流水の縦断的な不連続性、景観上好ましくない、レクリエーションに対する不親切さなどの点で自然破壊であるという見方をされるのであるが、当時の河川管理者に対して以上の点を要求するのは酷なことであって、今後これらの諸問題に対して改善なり、修復を加えていきたいものである。</p> <p>本淀川委員会としては既存の砂防ダムに対する改善と修復を提案すると共に、新たに設置する砂防ダムを含めた構造物の全てについて、自然環境や景観さらにはレクリエーションなどに配慮した構造物を計画するよう勧告すべきである。</p> <p>砂防堰堤、山腹工 土砂災害は人命被害が大きいので、ある意味では浸水より重点的に考える必要がある。しかし、ここでもハザードマップの活用など、危険地域からの人や資産の移動を考える必要がある。とくに、老人施設などが安易に建設されることなどは、戒められなければならない。</p> <p>修正、追加：他の治水事業にくらべ、不明確にしか記述されていない。実施と書くなら、どこになにを設置予定であるのか、またその必要性、代替案、工法、自然環境への影響等の検討結果を記すべきではないか。</p>
治水-35	堤防の耐震対策(琵琶湖後期放流影響区間)	宇治川、瀬田川	堤防の耐震対策(琵琶湖後期放流影響区間)事業について。緊急性もあり、すみやかに実施可。堤防補強との関連はどうなっているか。別々の対策事業として実施されるのか。
利水-3	既設水源開発施設の再編と運用の見直し	既設ダム	関連部会意見とりまとめを待ちたい。
利用-4	瀬田川水辺利用者協議会(仮称)の設置	淀川本川(瀬田川)	瀬田川水辺利用者協議会(仮称)の設置事業について。実施可。占有権の一定期間ごとの見直しを提言に沿った排他的独占的利用の制限に向けて行っていくことが重要である。利用希望の利害調整だけでなく、目ざしている河川環境についての理解を深めあう場としていただきたい。
利用-5	円滑な水面利用の確保	桂川・木津川	円滑な水面利用の確保事業について。実施可。ただし、手漕ぎボート・カヌー等による円滑な水面利用は必要としても、本来の河川環境が損なわれるような施設の改変はなされるべきではない。
維持-5	歴史・文化的価値のある施設の保全	淀川・宇治川・瀬田川	歴史・文化的価値のある施設の保全事業について。実施可。整備効果による3つの点について、河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。
維持-15	安全利用のための対策	淀川・宇治川・桂川・木津川	安全利用のための対策事業について。検討可。

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
ダム-1	生息・生育実態を定期的に調査	既設ダム	天ヶ瀬ダムについて。実施可。以下、委員意見を参考にされたい。全項目とはいかないが、何年かに一度は関連する数項目を同時に調査することも必要である。過去10年間の河川水辺の国勢調査(ダム湖)結果の評価がどのような良好なダム管理に反映されたかを一般にわかりやすく公表する努力をする。調査項目、方法の再検討を行う。ダム建設前のデータとの比較を行う必要がある。住民参加による調査項目の設定の検討と住民参加による調査を検討する。調査や住民とのコーディネート、調査のまとめと情報発信など河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討する。
ダム-2	ダム水源地域の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備	既設ダム	ダム水源地域の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備事業について、天ヶ瀬ダム関連分。部分的実施可。活性化についても、ダム湖の悪化につながらない事を明記すべきである。地域の活性化が、自然環境破壊をもたらさないよう留意し、地元自治体や住民との緊密な連携をはかること。
ダム-3	河川利用者に対する安全を図るためのハード面とソフト面の充実・強化	既設ダム	河川利用者に対する安全を図るためのハード面とソフト面の充実・強化事業について、瀬田洗堰、天ヶ瀬ダム関連分。実施可。晴天にもかかわらず後期放流がなされているので洪水警報が発令されている。このことが理解できるように情報表現を工夫する。ライン河沿いにある水位が時計盤になる量水時計もおもしろい。
ダム-4	ダム付属設備の計画的な補修を実施	既設ダム	ダム付属設備の計画的な補修を実施事業について、瀬田洗堰、天ヶ瀬ダム関連分。当然実施されるものとする。
ダム-6-1	既設ダムの再編・運用変更により治水効果を検討	既設ダム	既設ダムの再編・運用変更により治水効果を検討事業、天ヶ瀬ダムについて。可。ただし以下の委員意見を参考にされたい。 ただし、この調査検討が、安易にダム新設の理由として利用されないように(例えば、大戸川ダム建設が、日吉ダムの利水機能の振替を理由のひとつとして提起されているように)。 事業に一部反対。再編図によると治水容量まで利水容量を100%とした場合、下流で合流する他の一方のダム河川までの河川水位についての策を記述しなければならない。 計画中のダムへの有効条件になっていないか疑問である。
ダム-7	大戸川ダム建設事業	大戸川ダム	大戸川ダム建設事業について。スケジュールに挙げられた代替案検討を含む、調査・検討可。委員会提言に鑑み、ダム建設は自然環境および地域社会へ及ぼす不可逆的影響が大きいことため建設しないことが至当である。計画・事業中のダムを前提とした既設ダムの治水・利水容量の振り替えなどの目的変更は「調査・検討」の結果をまって慎重に検討すべきである。 また、以下のような意見も考慮されるべきである。 日吉ダムが度々濁水に見舞われているので、日吉ダムと大戸川ダムの水のたまり方の評価が必要である。 資料の提示方法について。第2稿の説明シートから水害被害額の表を削除すべきではない。想定被害額と事業費の比較ができるようにするため。 大戸川の集水域は典型的な花崗岩の深層風化地域であるのと、被覆している植生のほとんどがアカマツ林の疎林や未熟林であるため、土壌の発達も極めて貧弱で水源涵養機能がほとんど認められず、特に治水対策が必要とされるものと考えられる。したがって、集中豪雨時の出水時までの時間、時間当たりの出水量、土砂の流出量等について、他のダムと比較検討したうえで「実施可」の根拠を明らかにすべきである。 「・・・急速な水位低下の抑制策として有効」などとした説明をしているが、大戸川ダムの用途別水量や貯水量の割り振りなどが不明確な時点で有効とはいえない。 計画策定時のダム目的から変更されてきた理由と経緯の記述が必要である。又、計画変更後の振替計画を実現するために新しいダムをつくる発想は安易であります。琵琶湖流域の濁水時期に大戸川だけに水がある保証の記述が必要である。

No.	事業名	河川名	とりまとめ(案)
ダム-9	日吉ダム治水強化	大戸川ダム	日吉ダム治水強化事業について。調査・検討可。ただし、日吉ダムの利水機能の振替えと大戸川ダム建設とがセットされているようであるが、日吉ダムの利水の十分な調査がまず必要で、安易な振替えには疑問がある。日吉ダムの利水機能を全面的に大戸川ダムに振り替えると、渇水期には、三川合流までの流量が減少して、河川環境の悪化を招く恐れがある。亀岡地区の治水事業との関連で、日吉ダムの治水機能の調査検討も必要である。計画策定時のダム目的から変更されてきた理由と経緯の記述が必要である。また、計画変更後の振替計画を実現するために新しいダムをつくる発想はあまりにも安易である。
ダム-10	環境等の諸調査	大戸川ダム	環境等の諸調査事業について。一般論として、事業計画の検討は十分になされるべきであるが、大戸川ダムについては、ダム-7における調査、検討に沿った事業計画とされることが望ましい。
ダム-11	天ヶ瀬ダム再開発事業	天ヶ瀬ダム再開発事業	天ヶ瀬ダム再開発事業について。代替案を含む十分な調査、検討可。
ダム-12	天ヶ瀬ダム放流能力増大方策として既存施設を活用した方法の検討	天ヶ瀬ダム再開発事業	天ヶ瀬ダム放流能力増大方策として既存施設を活用した方法の検討事業について。なにもしない、という代替案も含め、検討に値する。
ダム-13	放流方法の変更に伴う環境への影響および貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査	天ヶ瀬ダム再開発事業	放流方法の変更に伴う環境への影響および貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査事業について。調査検討可。関電喜撰山揚水発電所と天ヶ瀬ダム湖との水の出入れはダム湖の水質改善に機能していないか。水位変動による影響、放流量増による影響などにかかわる生物調査の内容がどのようなものかを考えているのか分からない。2/4に示されたような生物種のリスト作成を調査内容とは考えないでほしい。
ダム-24	土砂移動の連続性の確保する方策検討	各ダム	土砂移動の連続性の確保する方策検討事業について。重要であり、すぐにも研究・調査されたい。しかしながら、調査検討内容が多く、このスケジュールで影響調査まで含めてできるのか疑問である。

<淀川本川に関連する事業>

No.	事業名	河川名	とりまとめ(案)
計画-1	河川レンジャー	淀川水系	<p>「河川レンジャー」を設けることに対して反対の意見はないようであるが、任命権者が誰であるのか、メンバーが持つ権限などに疑問が提出されている。職務内容や職務の実施方法など詳細に内容を詰めることの必要性も提出されている。その方法とは、試行の中で成果をフィードバックして再編成を考えていく。試行は三栖だけで行うのではなく、他の場所や猪名川でも試みる必要がある。実施でなく、人材育成を検討すべきとの声もある。</p> <p>レンジャーの検討事項として委員から出された意見は下記のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川レンジャーの目的・役割の明確化、機能・役割の拡大： 山河、森林、水田、湖を守り、育て、維持する国土守備隊としての機能／治水における自分で守る、皆で守る、地域で守る観点からの住民への普及・啓発・学習や住民参加の活動／水質管理における住民のかかわりなどを普及・啓発・学習する活動と住民参加を促進する活動／渇水におけるライフスタイルの転換・節水意識の普及・啓発・学習、住民参加を促進する活動／河川整備への住民の関心を普及・啓発・学習する活動とともに、住民参加の促進する活動、住民意見をレンジャー活動の中からも聴取・反映できる活動 等 ・河川レンジャーの活動の具体的なイメージ 活動の範囲・地域／内容(河川での自然観察・環境教育、出前講座、ワークショップの開催、イベントの開催など)／ ・河川レンジャーの検討プロセス 各河川での試行の結果、検討会の内容等の情報の公開と共有／各検討会の連携／河川レンジャー相互の交流・情報共有・組織化／各地での試行、検討会の設置(高潮・津波の関係する汽水域での検討等) ・河川レンジャーの位置づけ、河川管理者・河川整備計画との関係の明確化 任命、登録、委託、採用・・・等の形態の検討／支援策(物資面、資金面、活動の場の提供等)／ ・河川レンジャーの教育・育成方法の検討 人材育成のカリキュラムの作成／既存の組織との連携による河川レンジャーの育成(防災面、監視面での警察、消防、自衛隊等との連携など) ・事故発生時の対応(責任の所在等) ・河川レンジャーの活動の評価の仕組み

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
環境-1	河川環境のモニタリングの実施と評価	共通	<p>具体的に誰が、どこで、どのようにしてデータを収集し、解析・評価するかが記されていない。 管理者が内部に担当係りでも作るのかも明確ではない。モニタリングの計画段階での打ち合わせとか検討会の充実を考えねばならない。最近では、調査を実施するコンサルタントへの現地指導をせねばならないといった実情がある。 モニタリングの実施に先立って、2000年の新環境基本計画に基づく戦略的環境アセスメントの実施を望むものである。評価次第では事業の中止もありうる訳であるが、専門家・住民・住民団体の協力を得て調査活動をすべきである。 提言で「多自然型川づくり」からの脱却と新しい方法を提案しているから、評価はもっと厳しいものであるべきで、鶺鴒地区におけるモニタリング例は、モニタリングとはこの程度のものかと言う誤解を招きかねないので、相応しくないと考えられる。 広域的な、全国的なモニタリング例を挙げるべきであろう。さらに、モニタリングが通り一遍のものに終わるのでなく、現場の実情に合ったモニタリング計画を立て、それを検討し結果の評価をする組織が必要である。 そこで、モニタリングの実施に当たっては実施場所の実情に合ったモニタリング計画の必要性を明記して、モニタリング計画の検討、結果の考察、評価を行う組織の立ち上げを考えてほしい。場合によっては、モニタリングの項目、評価基準表といったものを用意することも必要と考える。</p>
環境-2	横断方向の河川形状の修復を実施(庭窪地区)	淀川	<p>湛水域で3地区(赤川、海老江、西中島)流水域で4地区(庭窪、楠葉、牧野、鶺鴒)が挙げられているが、七つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果の表現」について効果を断言するような、例えば「創出する」「改善する」「復元する」の表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。</p> <p>また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。これは、環境 1、3/4 の『全国で統一的行うモニタリングの例「河川水辺の国勢調査」』で示された調査手法がモニタリングの手法として広く用いられている場合が多いことによる。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるのが当たり前で、従って、場所によって調査計画は異なるものである。モニタリング項目や評価基準表などの形でこの辺りに触れる必要がある。</p> <p>個々の地区に関しては次のような意見が提出されている。 庭窪地区：再びゴミや外来の水草が入らないよう工夫することが必要。 楠葉地区：実施で可。成功・不成功の判定にはかなり長時間が必要であることを明記すべきである。素掘りと簡単な水制工をもつ現場はモデルケースにならうとの期待も寄せられている。 牧野地区：実施で可。淀川上流域での魚貝供給源の再生を評価する。 鶺鴒地区：ヨシ原の保全だけでなく、ワンドなども併せて様々の水辺の保全に広げることを明記すべきである。 赤川地区：増水時に淀川大堰などと連携して行う。水域ができることは川にとって有意義である。 ワンドの整備だけでなく、ヨシ原なども併せて様々の水辺の保全に広げることを明記すべきである。 海老江地区：新淀川からもっと水を流すことで汽水域の干潟にすることが大切。 西中島地区：新淀川からもっと水を流すことで汽水域の干潟にすることが大切。 干潟とヨシ原が直接に近接しているようなイメージ図が本当に正しいかどうか再検討の必要がある。</p>
環境-3	横断方向の河川形状の修復を実施(楠葉地区)	淀川	
環境-4	横断方向の河川形状の修復を実施(牧野地区)	淀川	
環境-5	横断方向の河川形状の修復を実施(鶺鴒地区)	淀川	
環境-6	横断方向の河川形状の修復を実施(赤川地区)	淀川	
環境-8	横断方向の河川形状の修復を実施(海老江地区)	淀川	
環境-9	横断方向の河川形状の修復を実施(西中島地区)	淀川	

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
環境-10	横断方向の河川形状の修復を検討(唐崎)	淀川	<p>流水域で3地区(唐崎地区、水無瀬地区、前島地区)、汽水域で1地区(大淀地区)の検討事業が示されている。4地区共通して言えることは、「具体的整備手法」の流れの中に「事後調査の計画・検討」を加えることである。また、モニタリング項目、評価基準表の用意を考える必要もあるだろう。これらは、前項「河川環境のモニタリングの実施と評価」で示した内容を参照して検討されたい。</p> <p>個々の地区に分けて意見を紹介すれば、次のようになる。</p> <p>唐崎地区:検討で可であるが、早急に検討を終え、一部でも良いから実施に移してもらいたい。完成すれば、淀川一の水生生物供給源となる。また、一層多面的な水辺環境を保全・再生するよう十分な検討を早急に行って実施に移すべきである。</p> <p>水無瀬地区:検討で可。干陸化した寄り州を切り下げて攪乱を受けやすくすることに大賛成であるが、同じような干陸化した寄り素は淀川にまだいくつもあるので、淀川全域を見直す必要がある。</p> <p>前島地区:検討で可であるが、イメージ図だけではよく分からないところがある。川の中に林をつくったり、チガヤ草を育てる発想は川が育むという考え方に変えるべきであって、初めは裸地のままだがよい。また、園路などが多すぎるのではないか。</p> <p>大淀地区:検討で可。高水敷を切り下げることで中津ヨシ原、海老江地区と連絡した広い干潟の出現を望むものである。</p>
環境-11	横断方向の河川形状の修復の検討(水無瀬)	淀川	
環境-12	横断方向の河川形状の修復の検討(前島)	淀川	
環境-16	横断方向の河川形状の修復の検討(大淀)	淀川	
環境-18	縦断方向の河川形状の修復の実施(魚類の遡上・降下)	淀川	<p>魚道整備事例に掲げられた写真の場所及び掲載の意味が分からないのであるが、実施に賛成しかも早急な実施を願う。しかし、左岸魚道隔壁の改良、兩岸の呼び水、水路の緩傾斜化など改良すべき箇所が多々あるので、出来るところから改良せねばならない。将来的には、側流魚道方式の採用を願うものである。</p> <p>淀川水系の縦断方向の連続性回復のモデルとして淀川大堰の既設魚道の根本的改築が実施されれば、大阪湾と木津川上流との間の河川生物の遡上・降下を視野に入れた壮大な事業となる。是非とも早急に実施されたいものである。もちろん、改築の計画に当たってはできるだけ多種類の河川生物を対象にすることは言うまでもない。</p>
環境-19	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	淀川	<p>検討で可であるが、この方式では維持・管理にコストがかかりすぎるのではないだろうか。</p> <p>魚道関係専門家の意見を十分聴取することを改めて要請したい。また、毛馬閘門を用いた地域との連携に期待したい、つまり、調査等に住民の参加を呼びかけて事業の意味を地域に還元してほしいのである</p>
環境-29	水位操作の試行を実施(淀川大堰)	淀川	<p>実施で可であるが、モニタリング調査計画・検討を追加する必要があるほか自然流量の季節変化に基づいて、他の季節についても検討すべきだろう。しかし、上流のダム群の操作と連動しなければ効果が薄いかもしれない。</p>
環境-31	ダム・堰の適正な運用を検討	淀川	<p>具体的整備内容は可とするが、他のシート同様、事業効果の表現を「改善が期待される」と変更すべきである。根本的事業として、新淀川の水量(放流量)増加と側流式魚道の検討も加えたい。</p>
環境-35	河川環境上必要な水量を検討	淀川	<p>諸調査の実施と検討で可であるが、アユ遡上期に配慮しているのはよいとしても将来的には根本的事業として新淀川の水量増加と側流式魚道を検討のこと。また、「ダム・堰の適正な運用検討」「河川環境上必要な水量を検討(追加シートも含む)」を一連のものとして総合的に考える必要がある。専門家の帯同による研究が必要なのは言うまでもない。</p> <p>神崎川や旧淀川の水質そのものを改善する方法と技術の開発も必要で、希釈による水質改善は邪道であると認識すべきである。</p>
環境-36	河川環境上必要な水量を検討	淀川	

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
環境-37	急速な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施	淀川(瀬田川)	実施で可。極めて重要と考える。但し、現行操作規則の変更を伴うものについても検討を進めることが重要である。特に、瀬田川洗堰については水位操作の検討シートと併せて検討すべきであろう。 放流による魚類残数の調査を生物群集調査と位置づけ、調査地点を複数箇所設けること。また、淀川・楠葉地点以外での水位操作の影響についても早期に調査すべきである。
環境-43	河川の水質保全対策(淀川流水保全水路)	淀川・桂川	根本的にその機能を再検討すべきである。河川水質にとって、より安全となる方策を実証的に検討する場とするが、各都市の下水処理に安全面から高度処理を求めるのがより実効的であるかを判断する場として再構築すべきである。
環境-44	河川の水質保全対策(淀川の汽水域、淡水域)	淀川	検討で可。但し、この項の「河川整備の方針」にあるように、あらゆるところで生じている重要問題であることに鑑み、汽水域を第1期の重点地域とするにしても他の広い地域について、続いて検討を開始すべきである。
環境-47	生息・生育環境の保全と再生の実施(城北地区)	淀川	実施で可。ウオーターレタスやヨシの繁茂は有機物の増加を招くものであるから管理・除去を十分にせねばならないが、特に、ウオーターレタスを城北でなく上流でシャットアウトすることが重要である。また、低質調査については、どの程度の量を毎年取り出せば場の機能を清浄に維持できるのかを把握する材料となることを期待する。 自然保護区・特別保護区としての「時間的・空間的・季節的・ゾーンの」に対応し、他行政と連携すべきであるが、総合的に時間をかけてやれる所から取り組むしかないであろう。
環境-48	生息・生育環境の保全と再生の実施(豊里地区)	淀川	実施で可であるが、この地区は近年樹林の繁茂が目立つようになっているので、具体的手法に樹林化の影響調査を加える必要がある。実施方法としてはやれる所からやって、効果があれば次に活かす順応的手法をとらねばならないが、抜本的には攪乱こそが望ましいのである。なお、低質の改善について具体的に記述がほしい。
環境-49	生息・生育環境の保全と再生の実施(十三地区)	淀川	実施で可。淀川では唯一の干潟らしい干潟で、面積もかなり広く残っている。これをベースにして、この地区の干潟を拡大・再生することは評価できる。
環境-52	生息・生育環境の保全と再生の検討(鳥飼地区)	淀川	検討で可。調査方法の統一モデルを作成することが先決と考える。
環境-54	生息・生育環境の保全と再生の検討(中津地区)	淀川	検討で可であるが、調査項目や時期等事前準備の検討を十分にすることが必要である。そして、全域に高水敷の切り下げによる幅広い干潟を造り出してほしいものである。
環境-59	外来種対策の推進	淀川	推進で可。他の地域についても連携を早急にとってほしい。鴨川でも10年近く前からブラックバスが侵入してきて増加中である。これは流域全体の問題であり、淀川流域全体を法制化して外来魚の放流を禁止するなど規制が必要である。
環境-61	周辺景観との調和に関する検討、河川景観の観点から助言	淀川・琵琶湖	検討で可。大阪府以外の地域についても検討を加えるべきである。
環境-67	振動や騒音を最小限に押さえる施工機械の使用	淀川・宇治川・桂川・木津川	実施で可だが、淀川事務所管理区間内だけで考えられているのか、疑問が残る。 望ましい方法(機種、サイズ、運搬方法など)をマニュアル化する検討も必要。なお、中小業者について導入促進のアドバンテージを与える、支援するということなども必要ではないか。

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
環境-69	淀川土砂仮置場堤内地への確保	淀川	実施で可であるが、周辺の環境劣化の無いようにせねばならない。
環境-70	淀川土砂仮置場面積の縮小	淀川	賛成である。仮置き場の堤内への確保とセットで計画に推進すべきである。
治水-5~7	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	賛成であるが、堤防補強とどちらを優先するか十分な検討と説明が必要である。また、街づくりと一体になっている事業である必要がある。 最新・最高の技術を用いて効率的な工事を期待するが、コスト的に分割して数年時に分けて実施するしかなかろうと思う。
治水-9~10-27	堤防補強	淀川	具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくるのである。 堤防補強に際して設置される法尻排水溝(U字溝)には、一定区間(10~20m)おきに落下生物が這い登れるようにスロープ付の材料を使用して横断方向の生物移動を保障すべきである。 堤防補強を行うと共に、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。 堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として環境面での配慮が必要である。 水際移行帯に相応しい植生の自然回復や生態系の回復を図ることが大切である。これについては専門家の意見を聴くと同時に生態系に配慮した工法の採用や埋土種子の活用などが必要である。 詳細不明のため判断不能だが必要性はわかる。実施が好ましい。 技術的に最新の工法を効率的に用いること。 堤防詳細調査の内容はどんなものか？ また堤防強化策をとることでどのくらい想定被害は軽減されるのか？ 破堤地点の設定根拠を示してほしい。単独破堤の条件設定もありうるのかどうか？
治水-26、28	阪神西大阪線淀川橋梁改築事業	淀川	賛成
治水-29	陸閘操作時間の短縮化の実施	淀川	賛成、実施で可。しかし、陸閘自体をなくすことが必要なのではないか？
治水-30	緊急用河川敷道路事業	淀川	実施で可。
治水-31	緊急用船着場整備	淀川	緊急性がある。実施で可。
治水-32	地震等危機管理検討	淀川	賛成。将来起きる海溝型地震について、津波の大きさと影響範囲の予測ハザードマップの作成が必要である。
治水-33	淀川大堰閘門設置検討	淀川	大災害発生時、河川改修時の舟運の有効性を認めるが、それ以外の舟運については環境保全の観点からあまり好ましくない。水上交通、観光目的の舟運は採算が合わないだろう。閘門設置に必要な費用と便益の冷静な比較検討が必要と思われる。 賛成するが、閘門設置による環境への影響を慎重に検討せねばならない。

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
治水-34	淀川堤防耐震対策事業	淀川本川	緊急性がある、賛成。
治水-36	淀川大堰、毛馬排水機場の耐震対策	淀川	緊急性がある、実施で可。
治水-38	津波のソフト対策	淀川、猪名川	詳細が今ひとつ不明で判断不能。特に、必要性和有効性が不明である。 将来起きる海溝型地震について、津波の大きさと影響範囲の予測とハザードマップの作成が必要である。 今後の普及・啓発・推進において河川レンジャーの関わりや連携できることがあるかどうか検討する必要あり。
治水-39	淀川大堰津波対策	淀川	緊急性がある、実施で可。
利用-1	水上オートバイの利用規制	淀川本川	モーターボート、水上オートバイの件は季節的、時間的に免許状を含めての問題があり、汽水域といえども野鳥、魚類、子供達のためにも無法行為は許されない。制限区域を必要とする。十三の野草地区、海老江地区の災害時の物資揚陸、工船用船舶の河川中央部の通過以外は観光船・モーターボート等十三バイパス 長柄大橋間は自然保護のためにも禁止するだけの配慮が必要である。上流のワンド群一帯にも航路の指定が必要である。 上水の取水が無いという理由での水上オートバイの利用が認められて良いのか疑問である。 水上オートバイの使用・利用ルールや地域との話し合いを踏まえた上で淀川流域での禁止など考えていく時期に来ているのではないだろうか。 全面禁止の利用規制を実施すべし。
利用-3	船舶等の通航規制	淀川本川	船舶の河川水面利用に伴い河岸植生が破壊される可能性があるので、事前の予測と防護技術を開発する必要があるかもしれない。 水上オートバイ、プレジャーボート、レジャー用動力船の通航規制を実施すべし。 水棲生物の保全上通航規制は必須と考えるので、大賛成である。
利用-4	瀬田川水辺利用者協議会(仮称)の設置	淀川本川(瀬田川)	賛成である。独占権の一定期間ごとの見直しを提言に沿った排他的独占的利用の制限に向かって行っていくことが重要である。

	事業名	河川名	とりまとめ(案)
利用-6	河川保全利用委員会(仮称)	全河川(直轄管理区間)	<p>全河川、直轄以外のところ、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする 地区住民も協力する 環境省的考えも入れた特別・自然保護区の法令で対応する府と市町村との意見の相違にも調整が必要。 河川の保全の見地から河川のあり方を論議するものであるところから、名称は「河川保全委員会」が適切と考える。委員会の構成は学識者と沿川自治体であり、地域住民の参画方法としては「委員会で見解を取り集める」とされているが、関係住民が「利用者ないし利用者団体」となることを避けるためかとも思うが、具体的な利用者や関係者ではない「公益の担い手」としての沿川住民が委員会の構成員としてその座を占めることも必要ではないかと思う。 高水敷利用について現状を踏まえて公正な判断の場が必要だと言うことに賛成する。ただ、この組織の権限などについては分からないところがある。例えば、グラウンドなどを堤内地に戻すためには代替地の確保が必要だが、そういう問題の調整にも踏み込めるのかどうか。また、グラウンド使用者の中には環境教育にも一定の取り組みをしている団体もあれば、子供から使用料を取って収入を得ている団体もあると聞く。使用の実態を正確かつ公正に調査し、判断基準とすることも必要である。 住民対話集会の役割を位置づけること。将来グラウンドなどの利用を縮小するに当たって、環境教育や川を元に戻すことの意味を現場のフィールドワークから理解させるような取り組みに河川レンジャーが果たせる役割があるか、連携できることがあるか検討する。 占用権の一定期間ごとの見直しを、提言に沿った排他的独占的利用の制限に向けて行っていくことが重要である。利用希望の利害調整だけでなく、目指している河川環境についての理解を深め合う場とすること。</p>
利用-10	航路維持有効利用方策検討	淀川	<p>全河川、直轄以外のところ、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする 地域住民も協力する 環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する府と市町村との意見の相違にも調整が必要。</p>
利用-11	淀川舟運低水路整備検討	淀川	<p>全河川、直轄以外のところ、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする 地域住民も協力する 環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する府と市町村との意見の相違にも調整が必要。 代替案についても積極的に検討のこと。</p>
利用-13	毛馬閘門運用手法検討	淀川	<p>全河川、直轄以外のところ、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする 地域住民も協力する 環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する府と市町村との意見の相違にも調整が必要。</p>
利用-14	船舶航行環境影響検討	淀川	<p>賛成。船舶航行が河川や湖沼の環境に与える影響は少なからぬものがある。正確な調査が行われ、河川整備計画に活かされることを期待する。 全河川、直轄以外のところ、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする 地域住民も協力する 環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する府と市町村との意見の相違にも調整が必要。</p>

No.	事業名	河川名	とりまとめ(案)
利用-15	漁業	淀川水系各河川	修正: 漁業を持続的に存続させるための水産資源の確保・河川環境の再生は、沿岸漁業のための藻場、干潟の再生と同様、日本人の基盤の確保であると言う認識に立ってほしい。河川敷の公園利用、水上スポーツという趣味の問題ではない。農業利水権に相当する重要度を持っている生存権の確保と捉えるべきである。河川環境再生の為にすべき施策は膨大かつ総合的なものであるが、河川利用の最初の項目に格上げしておく事項と考える。1960年代を目標とするので、保護ではなく再生を強く押し出すべきである。 追加: 河川環境の保全に反した漁業利用の規制の可能性(関係機関への働きかけを含む)を明記すべきではないか。表現の一部に異議あり。「…結果として、水産資源の保護につなげる」は今までの考え方のように受け取れる。水産資源に限定されるのでなく「水系の生態系の多様性を保全・回復して行く」ことが目標であるとする。
維持-5	歴史・文化的価値のある施設の保全	淀川・宇治川・瀬田川	整備効果による3つの点について河川レンジャーの係われる役割や連携を検討する。 全河川、直轄以外のところ、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 ①河川レンジャーの業務とする②地域住民も協力する③環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する④府と市町村との意見の相違にも調整が必要。
維持-7	河川浄化施設	淀川(天野川、天神川)	流砂の活用が浄化には有効である。浄化方法について再考のこと。 河川浄化施設については長期的な運用コストと効果についての試算と見直しが必要である。本来は、河川流路の浄化機能を高める方策と、負荷量の軽減が大事な施策である。
維持-8	河川浄化施設(寝屋川揚水機場)	淀川(寝屋川)	
維持-13	河道内堆積土砂等の管理	淀川	検討でなく、早期に実施に移すべし。 実施で可。但し、隣接部(横断方向)との連続性確保に留意のこと。
関連施策-1	国営公園整備	淀川	河川公園での自然とのふれあい、環境教育など河川レンジャーのできることを、活動の場、公園管理者との連携、協働の仕組みなど「国営讃岐まんのう公園のインタープリター」の制度なども参考にしながら検討してみる。 自然公園をベースにした見直しが必要である。